

食品用器具及び容器包装の規制に関する 検討会の取りまとめについて



厚生労働省は、平成 28 年 8 月より「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を開催し、国際的な整合性や安全性を高める具体的な仕組みについて検討を行い、これまでの議論やパブリックコメントを踏まえ、以下の通り取りまとめを公表しました。

(1) 制度の対象となる材質

合成樹脂を基本とし、その他の材質(金属、紙等は除く)は引き続き検討を行う

(2) リスク管理の方法等

制度の対象となる物質の範囲、リスク管理方法は、国内外の状況を踏まえ引き続き検討
制度の対象範囲は、食品接触部分

(複数の層から成る製品において、食品と接触しない層であっても、対象物質が食品へ溶出・浸出する可能性がある場合は、リスク管理の対象となる可能性があります。)

リスク評価は、合理的で科学的かつ国際整合性を考慮した手法の早急な確立が必要

既存物質は、一定要件を満たせば引き続き使用可能、

重金属等の毒性が顕著な物質、不純物等は、これまでと同じリスク管理方法を維持

(3) 事業者間の情報伝達

原材料、器具及び容器包装の製造事業者、販売事業者、食品製造事業者毎に情報提供のポイントを整理

(4) 適正な製造管理

製造事業者に適正な製造管理(GMP)を行うことを制度として位置づけ

(5) 事業者の把握・地方自治体の監視指導

器具及び容器包装製造事業者の把握のため、届出等の仕組みを検討

監視指導については、事業者の把握、製造管理の状況把握等を行うことが必要

当社は、器具容器包装及びおもちゃに関する食品添加物の規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 6 月 16 日付 厚生労働省報道発表資料

研究開発箇所 加藤吉紀